

尾上学術振興助成事業産学協同研究助成金に係る 採択要件及び採択基準の改正について

1 改正理由及び内容

(1) 同一研究の定義について

令和3年度より同一代表者（大学の研究者・企業）の同一研究に関する採択については3回を限度とし、3回目については2回目までの研究成果を踏まえて研究の進展が明確に見込めるもののみ対象とするよう採択要件を定めた。同一研究と判断する基準等の設定はないため、同一研究に該当するかの判断は産学協同研究助成選考委員会（以下「産学選考委員会」という。）にゆだねられている。

一方、申請される研究内容は様々な専門分野に及ぶことから、産学選考委員会において同一研究であるかを判断することは困難との意見が令和4年度の産学選考委員会において、複数の委員からあった。

このことから、同一研究の定義を設定することとし、大学の研究者（当該研究者が複数である場合にあっては、代表となる研究者）と企業（当該企業が複数である場合にあっては、代表となる企業）の組合せが同一である研究グループを同一の研究グループとし、同一の研究グループによる研究を同一研究とみなすこととしたい。

(2) 3回目の採択要件について

令和3年度より、同一研究について、「2回目までの研究成果を踏まえ、当該研究の更なる進展が見込めることを明確に示すことができるもの」という3回目の採択要件を設定し、この採択要件を満たしているかの判断についても、産学選考委員会の判断にゆだねられている。

「当該研究の更なる進展」の解釈については委員間でも差があることから、判断基準を明確化する必要があるが、令和4年度産学選考委員会において、3回目を採択する場合には、当該研究について商品化や特許出願等の産業界に資するレベルを求めたいという意見が複数の委員からあった。

このため、同一研究について3回目の採択をする場合には、採択した年度中に商品化、製品化、実用化又は特許出願にまで至ることが見込まれる研究であることを採択要件としたい。

(3) 同一研究に係る採択回数の考え方について

令和3年度より同一代表者の同一研究に関する採択については、できる限り多くの研究グループによる申請を可能とする観点からも3回を限度としている。

ただし、研究内容によっては長期間にわたる研究もあり、同一研究であっても、一定の年数が経過した後まで引き続き同一研究として取り扱うことは、研究開発を促進する観点から好ましくないと考える。

このため、最後に採択された年度の翌年度から起算して、2年度以上経過した後の研究については、同一研究であっても、1回目の研究とみなすものとしたい。

2 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(産学協同研究助成金の採択要件)</p> <p>第4条の2 規則別表に規定する産学協同研究助成金については、<u>同一代表者の同一研究に関する採択回数は、3回を限度とする。この場合において、3回目の採択にあたっては、2回目までの研究成果を踏まえ、当該研究の更なる進展が見込めることを明確に示すことができるものであることを要件とする。</u></p>	<p>(産学協同研究助成金の採択要件)</p> <p>第4条の2 規則別表に規定する産学協同研究助成金については、<u>同一の研究グループ（大学の研究者（当該研究者が複数である場合にあつては、代表となる研究者）と企業（当該企業が複数である場合にあつては、代表となる企業）の組合せが同一であるものをいう。以下同じ。）による研究に関する採択回数は、3回を限度とする。この場合において、3回目の採択に当たっては、2回目までの研究成果を踏まえ、当該研究について採択された年度内に商品化、製品化、実用化又は特許出願が見込めることを明確に示すことができるものであることを要件とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同一の研究グループによる研究が最後に採択された年度の翌年度から起算して2年を経過した後の研究については、1回目の研究とみなす。</u></p>